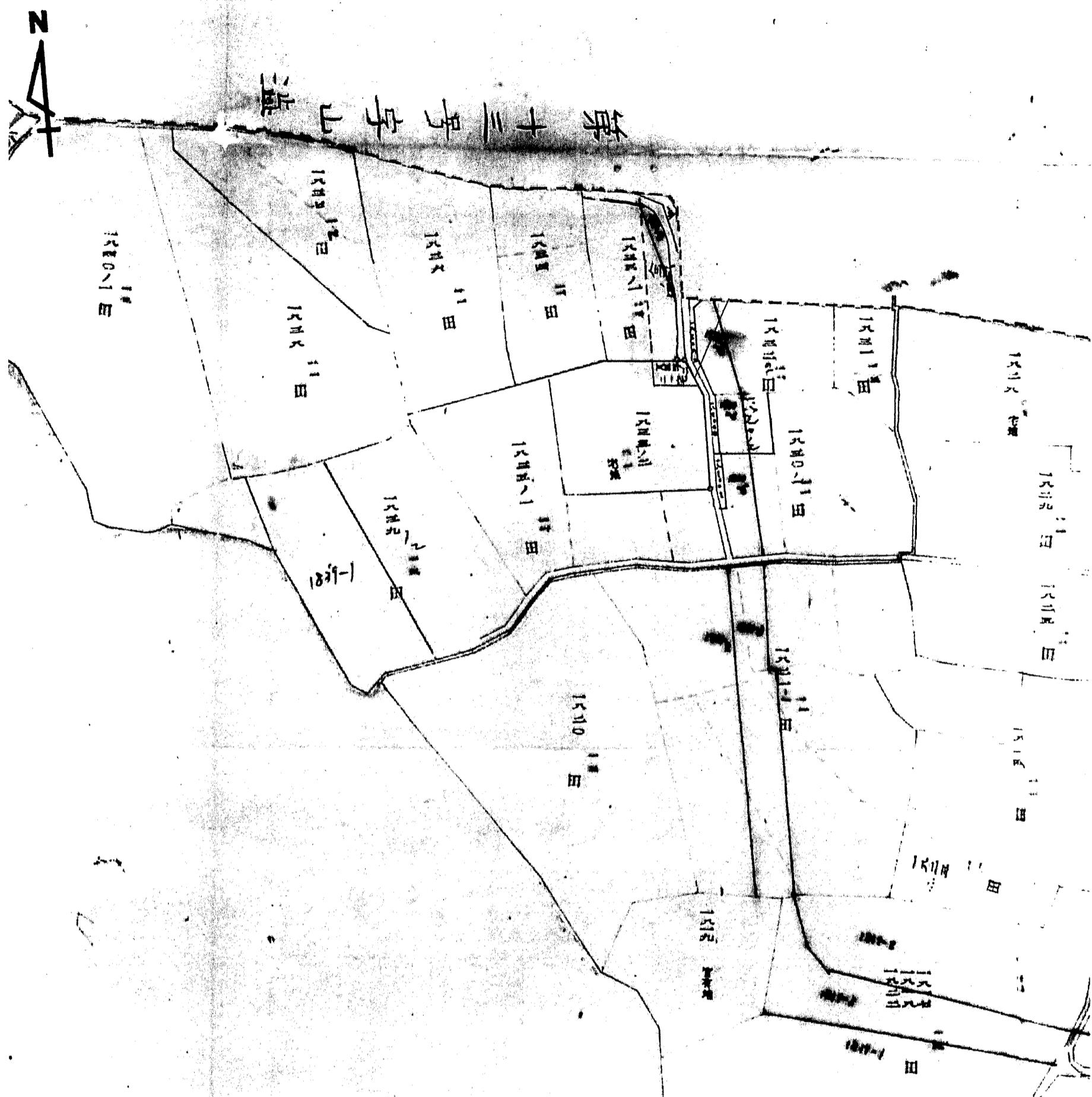


旧図の写し



(注)地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	香川県 高松市 端岡村國分 神崎添	地番	1835-2	
縮尺		補記事項			

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

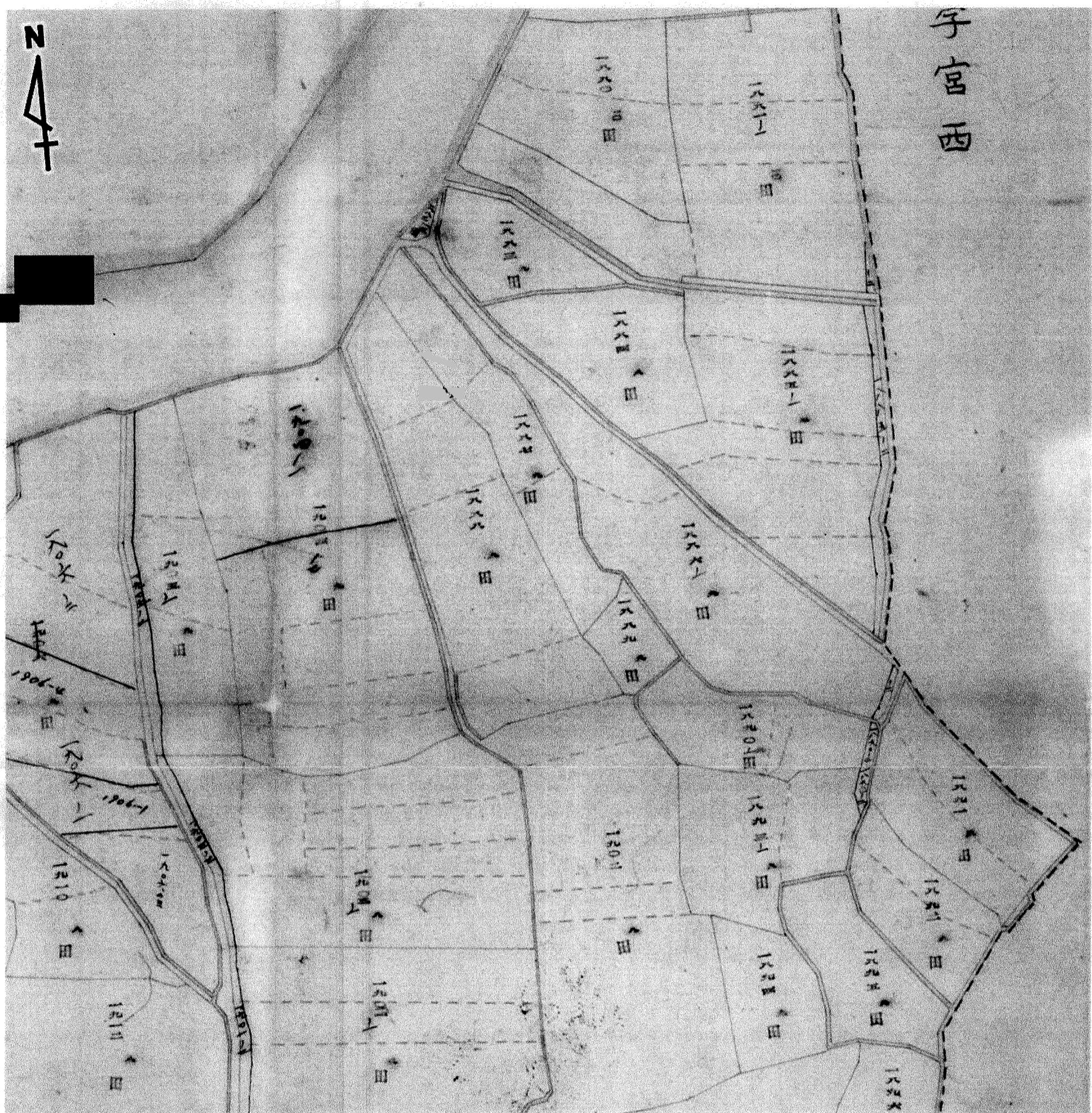
平成30年9月28日

転写年月日 平成30年10月23日
転写加工者

高松法務局備付の閉鎖された地図に準ずる図面
の写し原本に相違ありません。

高松法務局

登記官 中山浩行



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

請求部分	所在	香川県 高松市 端岡村國分 神崎添	地番	1888		
縮尺		補記事項				

これは閉鎖された地図に準ずる図面の写しである。

平成30年4月4日

平成30年4月13日謄写

これは、高松法務局備付の、
閉鎖された地図に準ずる図面
の写しに相違ない。／＼

高松法務局

登記官 中山浩行

